

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第三十条の七関係）		別表第一（第三十条の七関係）	
提供を受ける国の 機関又は法人	事 務	提供を受ける国の 機関又は法人	事 務
一 削除		一 内閣府	特定非常利活動促進法（平成十年法律第七号）による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の二〜百二十二	（略）	一の二〜百二十二	（同上）
別表第二（第三十条の七関係）		別表第二（第三十条の七関係）	
提供を受ける区域 内の市町村の執行 機関	事 務	提供を受ける区域 内の市町村の執行 機関	事 務
一 指定都市の長	特定非常利活動促進法（平成十年法律第七号）による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（新設）	（新設）

一の二 市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二〇十一 (略)	(略)

一 市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二〇十一 (同上)	(同上)

別表第四 (第三十条の七関係)

提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関	事務
一 指定都市の長	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の二 市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の

別表第四 (第三十条の七関係)

提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関	事務
(新設)	(新設)
一 市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の

二〇十 (略)	(略)
	<p>選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

二〇十 (同上)	(同上)
	<p>選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>